

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第35号 令和4年8月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っております。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さまに知っていただくために発行しています。

新しい後志広域連合長に ニセコ町長 片山 健也氏が就任

後志広域連合長として、令和元年5月から2年11か月にわたり務められました「神恵内村長 高橋 昌幸氏」が任期満了により令和4年3月16日を以って退任しました。

令和4年3月28日に実施した関係町村長による後志広域連合長選挙によって、「ニセコ町長 片山 健也氏」が新しく後志広域連合長に就任しました。

就任のご挨拶

《後志広域連合長 片山 健也》



このたび、後志広域連合長に就任いたしましたニセコ町長の片山健也でございます。

後志広域連合は、16の構成町村が互いに連携し、事務・事業の共同執行、共同処理により効率的で効果的な行政体制を構築し、広域計画に基づき、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいります。

また、現状と課題を精査し、目指すべき将来展望を見据え、広域計画の推進、さらには諸課題に的確に対応するよう最善の努力を尽くす所存でございます。

後志広域連合議会議員の紹介

◇ 後志管内16町村から各1名選出されて構成する後志広域連合議会議員を紹介します。

議長： 岩井 英明（赤井川村）

副議長： 富樫 順悦（蘭越町）

議員： 中田 仁史（島牧村）	福本 誠一（黒松内町）	猪狩 一郎（ニセコ町）
佐伯 秀範（真狩村）	坂庭 進（留寿都村）	菊地 光男（喜茂別町）
渡邊 昭（京極町）	古谷 眞司（倶知安町）	矢瀬 政男（共和町）
宇留間文宣（泊村）	田中 正浩（神恵内村）	岩本 幹兒（積丹町）
堀 清（古平町）	宮本 幹夫（仁木町）	

許しません！税金の滞納！！ ～税務課からのお知らせ～

◇ 当連合に引き継がれると・・・

各町村税・国保税を滞納し、役場からの連絡を無視し納付を放置したり、滞納税の分納計画が不履行になる等、「完納の見えない・自主納付の意識が薄い滞納者」は当広域連合に引き継がれます。

当連合に引き継がれた場合、**自宅の「搜索」や、「預貯金」「給与」等の財産を調査し、財産差押**を実施します。

滞納税の引継ぎ

各町村より滞納税を引受後、滞納者へ「引受通知書」並びに一括納付の「納付書」を送付。

その納付書で一括納付をしていただくか、厳しければ分納を含めた相談をいただく。

分納または、連絡・納付のない方は財産調査へ。

財産調査・搜索・差押

各種財産(預金・保険・不動産etc)の調査開始。
調査で財産の確認できなければ搜索の実施。

換価可能な財産が発見された場合、差押を実施。

預金を差押した場合、原則、**“返金はありません”**。

搜索により、差押をし引き上げた動産は、完納になるまで**“返却いたしません”**。

公売・換価

預金等の財産を差押した場合、差押金が連合に届き次第、滞納税へ配当いたします。

不動産や車等の動産を差押し、早期の完納が見込めないと判断した場合、差押した動産・不動産を**公売**にかけ、換価し滞納税へと配当。

◇ 当初の期日までに納付できない場合は・・・

納めていただいている税金は、様々なサービス(道路整備、公共施設の管理etc)に利用されるなど、町村にとって**貴重な財源**です。後志管内は、高齢化や人口の減少が進んでおり、一人一人の納税が、特に**重要**となってきております。

また、**99%以上の人**が滞納せず納税しています。ちゃんと納めている人が**「損をしない」「不公平にならない」**よう、当連合では厳しく滞納整理を実施し、滞納税の削減を図ります。

社会情勢的に、通常の納税が厳しくなっている人もいるかもしれません。そういう場合は、納税を後回しにしたり、放置したりせず、各町村の税務課にて分納等の納税相談をし、**滞納を発生させない**よう心がけましょう。

自動車の差押え
(タイヤロックの装着)



国民健康保険課からのお知らせ

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金について

○対象者：次の件をすべて満たす方

- ・後志広域連合国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のために仕事ができないこと
- ・4日以上休んでいること
- ・休んだ期間について給与等がもらえないこと

○支給対象期間

就労不能となった日から起算して3日を超過した日（4日目）から、就労不能期間のうち、就労を予定していた日

○支給額の計算方法

（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象期間

○適用期間

- ・令和2年1月1日～令和4年9月30日の間で療養のため就労不能となった間。
ただし、入院が継続するときは最長1年6か月まで。

※申請の時効は、労務不能であった日の翌日から起算して2年間です。

○申請書類・申請方法

- ・国民健康保険傷病手当金支給申請書（全4種）※
①世帯主記入用 ②被保険者記入用（国保に加入しているご本人用） ③事業主記入用
④医療機関記入用（医療機関を受診せず回復した場合は不要となる場合があります）

- ・振込みをする金融機関の口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

※申請書の入手方法…後志広域連合または町村へお問い合わせください（後志広域連合のホームページからもダウンロードできます）。

▶ 提出方法…感染の拡大防止のため、原則として後志広域連合への郵送をお願いします。

◇ 柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術を受けられる方へ

▶ 健康保険が使えるのはどんなとき？

- ・骨折 不全骨折（ひび） 脱臼
→ 応急手当以外は医師の同意が必要です
- ・捻挫
- ・打撲
- ・挫傷（肉離れ等）

▶ 健康保険の対象にならないものの例

- ・日常生活での疲労 肩こり 筋肉痛
- ・単なるマッサージ代わり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・病状の改善がみられない長期の施術
- ・病院で治療中の負傷箇所

※外傷性の負傷ではない場合や労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使いません。
施術所には負傷の原因を正確にお伝えください。

※施術を受けた際は、療養費支給申請書に署名（押印）が必要です。
内容をご確認のうえ、ご自身による署名をお願いします。



介護保険課からのお知らせ～

◇ 令和4年度 第1号被保険者（65歳以上の方）介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料の納め方 ～ 忘れずに介護保険料を納めましょう！ ～

普通徴収 → 【納付書】や【口座振替】で納めます

- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で65歳になった方
- ・令和4年2月の年金で天引きされなかった方 など

普通徴収での納付がある方には

7月8日付、『介護保険料納付通知書』を送付しています。納入通知書にある各納期限内に取り扱い金融機関等で納めてください。

すでに「口座振替」の届け出されている場合は、各納期限に届け出のあった口座から自動振替（引落し）されます。

▼ 普通徴収の各期別納期限（R4）

期 別	納 期 限
第1期	令和4年7月25日
第2期	令和4年8月25日
第3期	令和4年9月26日
第4期	令和4年10月25日
第5期	令和4年11月25日
第6期	令和4年12月26日
第7期	令和5年1月25日
第8期	令和5年2月27日

特別徴収 → 年金から【天引き】になります

- ・年金が年額18万円以上の方



特別徴収の方は、

介護保険料の年額が、年金支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きされます。

7月25日付、『介護保険料特別徴収通知書』を送付していますので、そちらで年金から天引きされる保険料額を確認ください。

口座振替の依頼済みであれば・・・

介護保険料の納め方が変わってしまったときにも、納め忘れがありません。いま、特別徴収の方でも取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印をお持ちいただければ手続きが可能です。

【 知っていますか 】

普通徴収の方が特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から特別徴収になります。また反対に、いま特別徴収で介護保険料を納めている方でも、「住所」や「収入」に変更などがあると、一時的に普通徴収になったり、特別徴収と普通徴収の併用で介護保険料を納めていただく場合があります。

こんなとき納付忘れにならないため

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等により介護保険料の納付が困難となられた場合、令和4年度の介護保険料が減免される制度があります。

○ 対象となる方（次の1又は2のいずれかに該当する場合）

1. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
2. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次のア及びイの全ての要件に当てはまる場合
 - ア 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金等で補てんされた収入を控除した額）が前年の事業収入等と比べて10分の3以上
 - イ 減少する事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

○ 申請先 各町村介護保険担当者窓口へ

※詳しくは、後志広域連合介護保険課か各町村介護保険担当者窓口まで

このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013